

医療機関の皆様へ

# ハローワークとの連携による 就職支援導入マニュアル

～療養の先にしごとが見える～



平成31年3月



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1.はじめに

---

がんは、近年の医療技術の進歩や医療提供体制の整備等により、「長くつきあう病気」に変わりつつあります。仕事を持ちながら通院しているがん患者の数は、31.4万人（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」に基づく推計）に上っています。その一方で、がんの診断後に約35%の方が仕事を辞めてしまうという調査結果もあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、ハローワークと医療機関が連携して、がん患者をはじめ、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら再就職を希望する方（以下「長期療養者」という。）への就職支援を実施しており、平成25年度の事業開始以来、約5千人の長期療養者の就職を実現してきました。

今般、厚生労働省では、医療機関とハローワークとが良好な連携体制を築き、効果的な支援が広がることを目指して、「ハローワークとの連携による就職支援導入マニュアルー療養の先にしごとが見えるー」を作成しました。

本書の内容は、ハローワークと協定を結び、連携して長期療養者の就職支援を行う医療機関の担当者や、ハローワークの就職支援ナビゲーター（P13参照）を対象に行ったヒアリング調査の結果をもとにしています。ヒアリング調査にご協力いただいた皆様に、深くお礼申し上げますとともに、これからハローワークと連携して支援を行うことを検討される医療機関の皆様の参考としていただければ幸いです。

なお、このマニュアルは、厚生労働省の委託を受け、有限責任監査法人トーマツが作成しています。

## 【目次】

---

1.はじめに	1
2.長期療養者の就職支援とは	2
(1)長期療養者就職支援事業について	2
(2)ハローワークと連携して支援を行うメリット	6
(3)支援の例	8
3.連携して行う支援Q&A	11
(1)基本編	11
(2)準備編	15
(3)よりよい連携のための工夫編	18
4.おわりに	22

## 2.長期療養者の就職支援とは

### (1)長期療養者就職支援事業について

厚生労働省では、がん等により長期にわたる治療等が必要な方の就職支援を目的に、平成25年度からハローワークに専門相談員(就職支援ナビゲーター)を配置し、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センター等への出張相談などを行う事業(長期療養者就職支援事業)を実施しています。

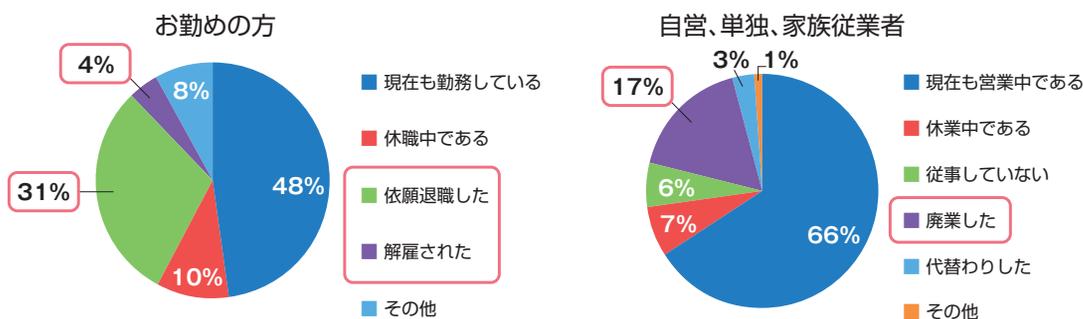
#### どのような方が支援の対象になりますか？(支援対象者)

- がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等のために仕事を辞めた方で、就職を希望する方を対象にしています。
- 現在働いている方も、仕事の継続も含め、支援の対象としています。
- 入院中・治療中で就職の準備が整っていない方も、希望があれば相談に応じています。

#### ■参考:がん患者の離職状況

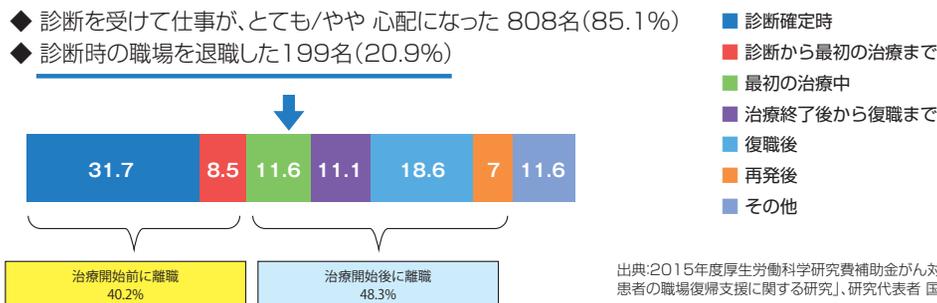
■ がんの診断後に勤務者の35%が離職(依願退職もしくは解雇)。自営業等の者の17%が廃業。

診断時点にお勤めしていた会社や営んでいた事業等について



出典:2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査、「がんの社会学」に関する研究グループ、研究代表者 静岡がんセンター山口建

■ 診断時の職場を退職した者のうち、約4割が治療開始前に離職。(N=950)



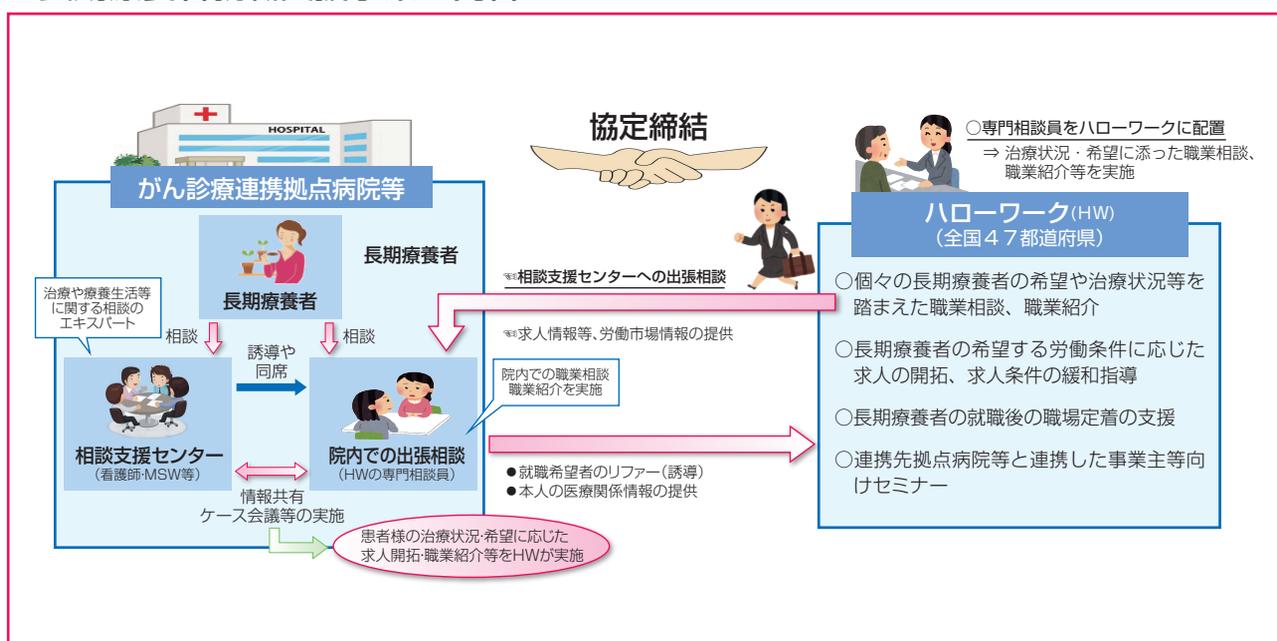
出典:2015年度厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業「働くがん患者の職場復帰支援に関する研究」、研究代表者 国立がん研究センター高橋都

離職防止の観点からも診断後の早いうちからの相談支援が必要です!

## 長期療養者就職支援事業とは？（事業概要）

- ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、個々の患者様の希望や治療状況を踏まえた職業相談、職業紹介（仕事の紹介）、求人開拓（希望・適合する仕事の選定や開拓）、就職後の職場定着支援を実施しています。また、履歴書・職務経歴書の書き方や模擬面接などの支援も実施しています。
- また、病院内で、入院・通院しながら職業相談や職業紹介を受けられるよう、ハローワークによる出張相談も実施しています。出張相談では、がん相談支援センター等と、患者様の治療状況や経過、今後配慮すべき点（治療により生じる副作用や通院頻度など）等の情報を共有しながら、患者様の希望や状況に応じた職業紹介を実施しています。

## ■長期療養者就職支援事業の内容



## 長期療養者就職支援事業の実績

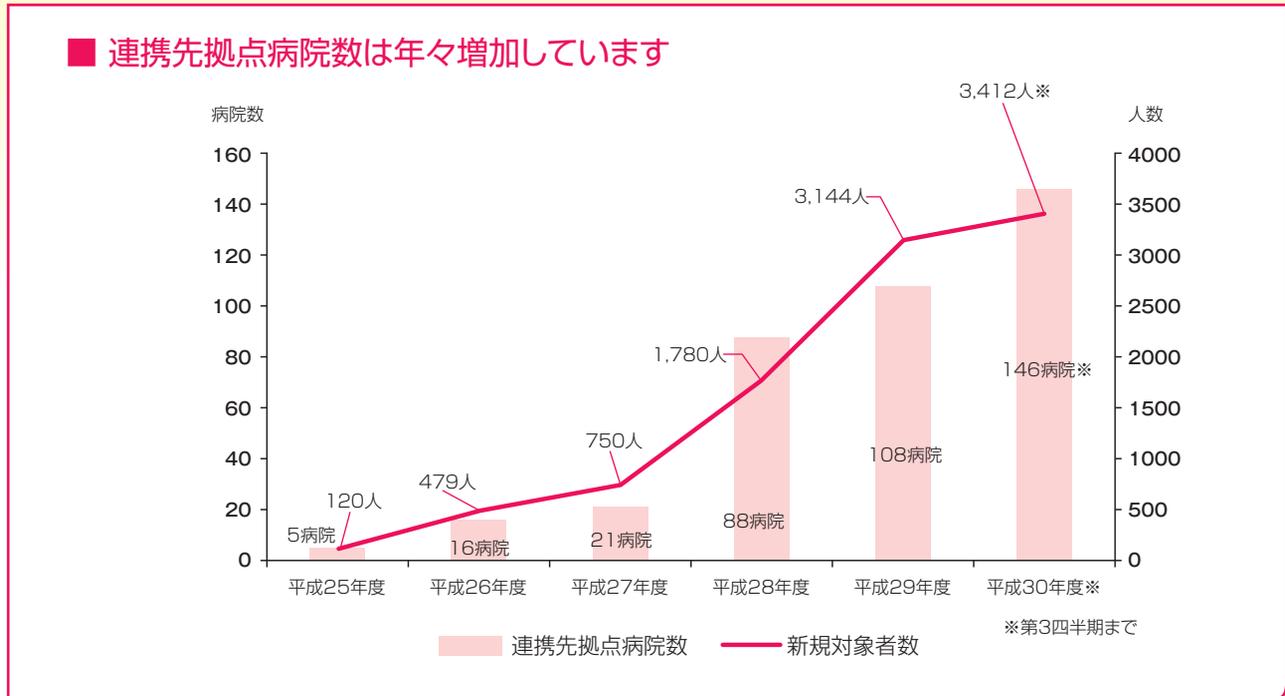
- 連携先のがん診療連携拠点病院等（連携先拠点病院）の数は、平成25年度の事業開始以降急増しており、平成30年12月末現在、146機関となっています（具体的な医療機関は下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。）。
- 新たに相談につながっている患者数（新規対象者数）も年々増加しており、本事業の就職率も50%を超えています（平成29年度就職率55.4%）。

## 【連携先拠点病院一覧】

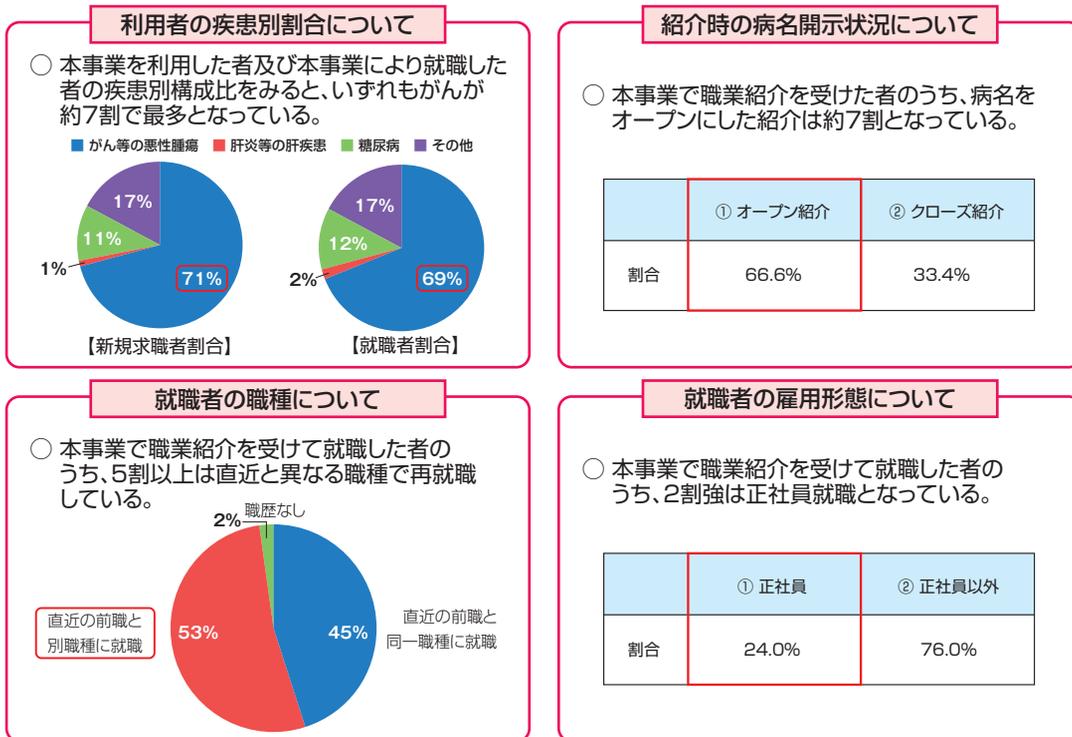
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyou-anteikyoku/0000200781.pdf>



## ■連携先拠点病院数と新規対象者数の推移



## ■参考:長期療養者就職支援事業の状況(平成29年度)



厚生労働省首席職業指導官室調べ

## 協定締結後のサポート

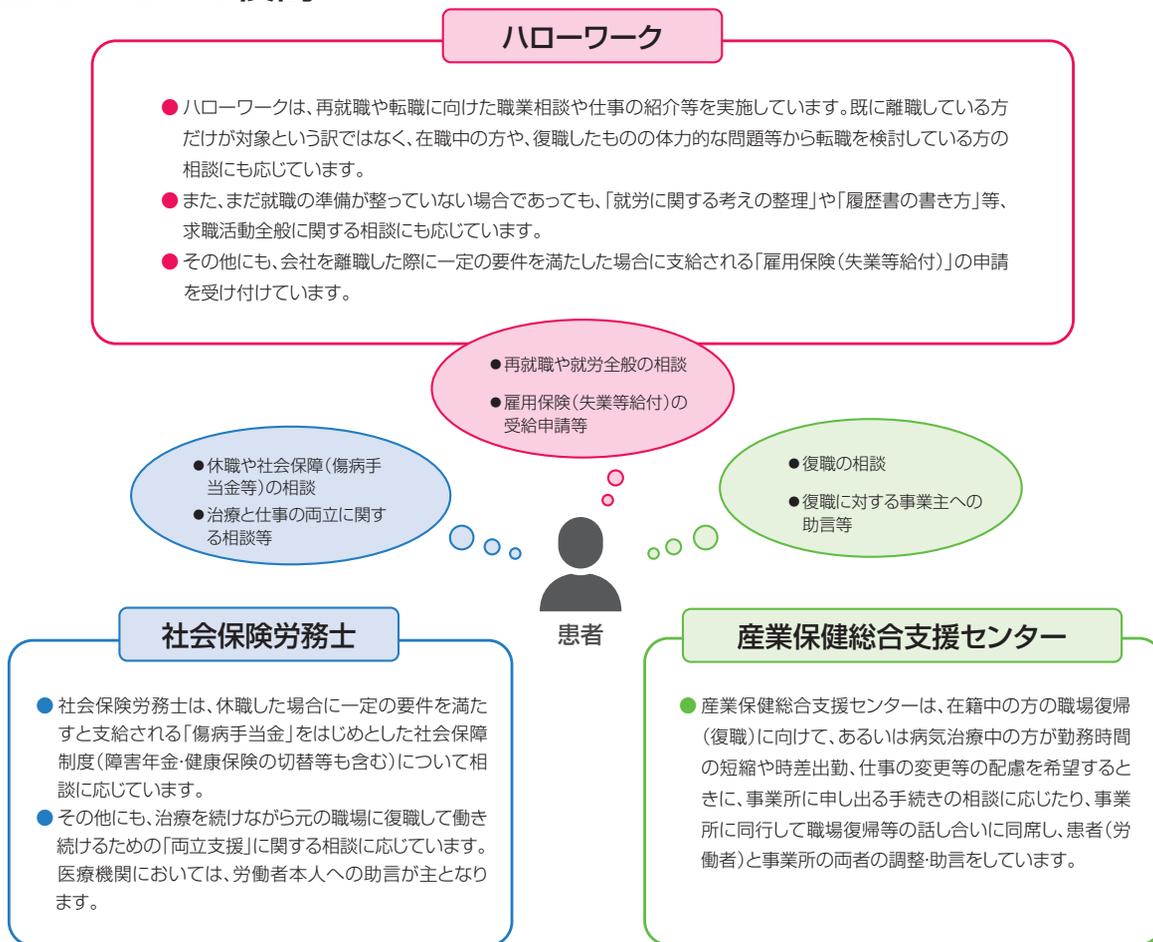
- 厚生労働省では、医療機関の相談員や就職支援ナビゲーターを対象に、就職支援に関するノウハウの共有を図ることを目的とした研修(経験交流会)を毎年実施しています。
- 研修では、課題解決のためのグループワークや支援事例検討などをおこなっており、他機関・他職種との交流を通じて、長期療養者の就職支援を行う仲間同士のネットワーキングの場にもなっています。

## 就労に関する社会資源

### —ハローワーク、産業保健総合支援センター、社会保険労務士、それぞれの役割—

長期療養者には、これまでの仕事を休職して療養する方、元の職場への復職を希望する方、別の職場に再就職を希望する方などさまざまな方がいます。医療機関において就労支援を行うに当たっては、「ハローワーク」や「産業保健総合支援センター」、「社会保険労務士」といった専門機関・専門家と連携して行うことが重要です。医療機関の状況はさまざまなので、他の医療機関や立地する地域の取組を参考にすると、適切な方法を検討されるとよいでしょう。

### ■それぞれの役割



## (2)ハローワークと連携して支援を行うメリット

医療機関の相談員等に対して、「ハローワークと連携して支援を行うことのメリット」について伺ったところ、次のような声が聞かれました。

### 長期療養者にとってのメリット

- 病院という一箇所で病気のこと仕事のこと相談できるのがよい。
- ハローワークは敷居が高く行きづらいが、病院内で相談に乗ってもらえるのであれば行きやすい。
- 病院内での相談であれば、病気のことを隠さずに職探しができる。
- 医療従事者の前では「よい患者」になってしまう方もいる。医療従事者ではない就職支援ナビゲーターの前では、ありのままの気持ちを表すことができる。(看護師)
- 「仕事を続けていられる人生」を送ることにつながるので、経済面での不安も軽減するだろうし、治療をがんばろうという気持ちにもなると思う。
- この支援がなければ、病気であれば病院、仕事であればハローワークと、それぞれの機関に行かなければならず、その都度、自分で病気のことや仕事のことを説明しなければならない。
- 治療のことで頭がいっぱいの状態から、一歩踏み出してハローワークに行くのは気が重いとだと思ふ。しかし、働いてみようかなと思った時に、出張相談があれば「ちょっと診察の帰りに話だけでも聞いてみようかな」という気持ちなると思う。(医事課担当者)
- 自分で探す以上に、世の中には思いもよらない仕事があったりする。就職支援ナビゲーターを介することで、長期療養を要する人に対する配慮がなされた仕事につながることもある。(医事課担当者)

### 医療機関にとってのメリット

#### 【相談業務において】

- 仕事の相談があった時、「ハローワークに行ってくださいね」というだけではなかなか次の支援につながらない。ハローワークから出張相談にきてもらい、直接つなげられるのがよい。
- ハローワークと連携して支援を行っていないと、相談の中で仕事についての相談があっても「大変ですね」と声を掛けるだけで終わってしまうこともある。しかし、連携して支援を行えば、具体的なものが提示できるようになる。
- ハローワークは全国にあるので、どこでも相談できるのがよいところ。他地域から入院されてきた方が退院するとき、担当の就職支援ナビゲーターが、その方が住む地域を所管するハローワークに引き継ぎをしてくれる。
- ハローワークと協定を結ぶことによりお互いに情報提供ができ、スムーズにやり取りができる。
- 就職支援ナビゲーターの専門性が高く、同じ担当者に継続して相談できる体制であるので、医療機関の担当者としても安心して患者をお願いできる。

## 【全体として】

- 就職に関する支援のみならず、ハローワークが提供するその他の支援にもつなげてくれるので、医療機関として「切れ目のない支援」が可能になった。
- 連携して支援を行うことで、院内で「病院において就労に関する支援をする」という意識を持つ者が増えた。また、「辛い治療をしたとしても仕事を辞めない選択肢がある」という考えも広がっていった。それによって、院内で今まで以上に就労に関する情報を提供していくことができるようになった。
- 「就労支援にも力を入れている医療機関である」ことをアピールできる。
- 医療分野とは別の視点が入るので、いろいろなことが学べて医療従事者のスキルアップにつながっている。また、自分自身が担当した患者が、就職に至るまでにどのように変化していくのかを知ることができる。
- 相談の場に同席することで、今まで持ち得ていなかった知識を深めていくことができる。相談員として、支援対象者にアプローチするうえでの知識や支援方法の引き出しが増えた。
- 就職支援ナビゲーターがいることで、これまで看護師やソーシャルワーカーが行っていた相談業務に、もう一人の専門家が入ったという印象を持っている。窓口での相談がしやすくなった。
- 診療の場で「仕事について困っています」と話が出ることもあるかもしれないが、その際に「そうですか」と返すだけではなく、具体的な支援を提供できるのは、医師にとってもメリットがあると思う。(看護師)
- 経営的な面から考えると、気が落ち着いてまた働き始めるようになれば、その方が収入を得ることになるので、未収金による損害の解消へとつながるかもしれない。(医事課担当者)
- 経済的な理由から治療を中断されてしまう方もいる。それは医療従事者にとっても無念なことであり、その点が少なからず解消できるかもしれない。(医事課担当者)



### (3) 支援の例

ここからは、ハローワークと連携して行う就職支援の例を紹介します。

長期療養者就職支援事業における就職支援は、基本的には「プレ相談（医療機関における出張相談）」、「求職申込み」、「ハローワークにおける就職支援」というステップを踏みます。

#### ■長期療養者就職支援事業における支援のステップ



次に具体的な支援内容を紹介します。

#### 支援例

##### ■支援対象者の状況と就職支援までの経緯

支援対象者は20代の女性。子宮頸がんと診断されて治療を受ける中で、雇用先の事業所から「治療を優先させてはどうか」と言われ、職場に居づらくなり離職したとの相談があった。病院側からの紹介により出張相談を利用し、求職申込み後、ハローワークでの就職支援を開始した。



##### 【就職支援において配慮すべき点】

- 薬の副作用等で体調の変化があり、いつでも求職活動ができるわけではなかった。
- 治療のためウィッグを着用しており、そのことを理解してくれる就職先を希望していた。



##### 【支援の内容】

- 医師や薬剤師、ソーシャルワーカーと連携し、今後の治療方針や病状の変化、薬の副作用に関する情報を共有しながら、支援対象者にとってよりよいタイミングで求職活動ができるよう検討。
- 支援対象者に希望の職種を聞き、本人の希望をもとに対人業務ではない職種の求人を紹介。その職種に応じた職務経歴書の作成を支援。

- 応募の際は、就職支援ナビゲーターが事業主に対して、病気のためウィッグを着用していることと、今後のウィッグ着用期間の目安について説明。
- 支援対象者に対して事業所への病気の伝え方について助言し、模擬面接を行うことで面接の練習を重ねた。

### 【支援の結果】

支援の結果、公的機関の事務職(パート)として就職。就職支援ナビゲーターが、支援対象者がウィッグを着用していることを事業主に丁寧に説明し、あらかじめ事業主から理解が得られたこと、職務経歴書の添削や模擬面接を繰り返したことから、支援対象者も自信を持って面接に臨むことができた。(支援期間:約7か月)

その他にも、ハローワークと連携して行う支援には次のような例があります—

### ★体調にあわせて短時間勤務から徐々に仕事復帰

抗がん剤治療のため通院が必要で、再び仕事ができるかどうか不安に思っている方がいた。このため、短時間勤務から始めて、いずれはフルタイムの就労に変更することが可能な求人を開拓、紹介し、就職に至った。また、紹介時、事業主に対して、支援対象者は定期的な通院が必要である旨、就職支援ナビゲーターから伝達。通院日には柔軟に休暇が取得できるよう配慮をお願いした。

### ★職業訓練の紹介

これまで力仕事をしてきたが、体調の関係で内勤の仕事で働きたいという方がいた。これまで内勤の仕事の経験がなかったため、PC操作のための職業訓練の受講をあっせん。3か月間の訓練の後、希望どおりの職種に就職した。

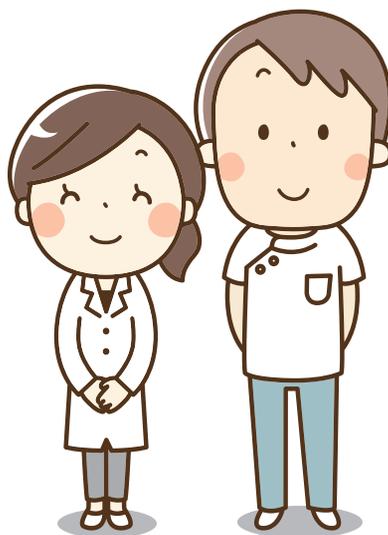
### ★他機関と連携した支援

会社から退職勧告を受けている方がいた。ソーシャルワーカーと就職支援ナビゲーターに加えて、産業保健総合支援センターの担当者も同席して相談を受け、今の仕事を続ける場合の対応策や、別の仕事を探す場合の対応策を検討した。

## 長期療養者就職支援事業の利用者の声

長期療養者就職支援事業の利用者の声を紹介します。

- 「仕事について具体的に話を聞いて良かった」
- 「まさか自分が働けるなんて思っていなかった」
- 「今までモヤモヤしていたことがずっと晴れました」
- 「働くことの喜びができてよかった」



## 3.連携して行う支援 Q&A

ここからは、連携して行う支援に関する内容やポイントを、Q&A方式でまとめました。

### (1)基本編

## Q ハローワークはどのようなところですか？

ハローワークは、全国544箇所(平成30年現在)にある国(厚生労働省)の組織です。約2万6千人の職員・相談員がおり、月平均約97万人の新規求人を扱っています(平成29年度)。

ハローワークでは、職業相談・職業紹介の他、雇用保険の受付・給付や職業訓練の受講あっせん、各種雇用対策に関する業務を実施しています。

また、子育て女性等の就職支援を行う「マザーズハローワーク」・「マザーズコーナー」、正規雇用を目指す若者の就職支援を行う「わかものハローワーク」、障害者や難病患者の方などを専門的に支援する窓口など、仕事を探している方々の置かれている状況に応じたきめ細かい支援を実施しています。また、サービスは全て無料です。

### ■ハローワークの業務(主なもの)

- 職業紹介:職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務、職業訓練の受講あっせん 等
- 雇用保険:雇用保険の適用、失業の認定・給付業務 等
- 雇用対策:障害者・高齢者雇用企業指導業務、助成金業務 等

### ■ハローワークでの相談風景



ハローワークでの相談風景



マザーズハローワークの室内

## 長期療養者が利用できるハローワークのサービス

長期療養者が仕事を探すにあたり、以下のサービスを無料で利用できます。

### ① 職業相談・職業紹介

- どのような仕事を選べばよいか迷っている方には、適性検査や職務経験の棚卸しを行うなどの自己理解のお手伝いを、また、就職したい地域の状況をお知りになりたい方には、労働市場情報の提供などを行っています。また、働きたい仕事の希望条件を決めるための支援も行っています。
- ハローワークでは全国の求人を相談しながら探したり、また、求人の内容や応募要件等、希望する上で不明な点がある場合などには、ハローワークから求人企業に確認することもできます。また、希望に応じて、治療と両立が可能な求人の開拓も行っています。
- ハローワークでは履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーを実施しています。また、応募に当たって実際に使用する履歴書、職務経歴書の添削や面接対策に関するアドバイスも行っています。

### ② 職業訓練の相談・受講のあっせん

- 再就職に当たって、技能・技術を身につける必要がある場合は、職業訓練(パソコン学校等に通学して、PCのスキルを身につける等)に関する相談も行っています。

### ③ 雇用保険(失業等給付)の相談等

- 仕事を退職しており、一定の条件を満たす場合、雇用保険から給付(失業等給付)を受給することができます。そのための相談も受け付けています。

## Q 「就職支援ナビゲーター」はどのような人ですか？

就職支援ナビゲーターはハローワークに所属する就職支援の専門家で、非常勤の国家公務員です。上司の指揮監督の下、職業相談・職業紹介、履歴書・職務経歴書の個別添削等の就職支援、患者のニーズに応じた求人開拓などを行っています。

また、就職支援ナビゲーターは、医療・社会福祉等の資格保有者や実務経験者、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有している者から、都道府県労働局長が採用しています。ハローワークでの就職支援の経験が豊富な方も少なくありません(詳しくは「コラム:頼んで良かった!—医療機関の相談員の声—」をご参照ください。)

### コラム

#### 頼んで良かった!—医療機関の相談員の声—

ハローワークと連携して支援を行う医療機関の相談員に、就職支援ナビゲーターのよいところを聞きました。その声をご紹介します。

- 「患者から色々な話を聞き出してくれたり、しっかりと共感をしてくれたりする。」
- 「ナビゲーターの話の引き出し方や返し方、思いを受け止める際の表現の仕方など、その方法がいつも勉強になる。」
- 「職業相談するだけで元気になったという感想を患者からいただくと、この人でよかったなと思う。」
- 「働くことに関して、ご自身が描く理想の姿と現状とギャップがある方もいるが、就職支援ナビゲーターがよく話を聞いてくれるので、話をする中で現実的な姿を自分で描けるようになっていく。」
- 「支援の引き出しが多い。現時点で就職支援の対象になるかどうか分からない方も含めて様々な人の話を聞いてくれる。」
- 「適切に気持ちや悩みを捉えた上で、ハローワークができる支援を具体的に提案してくれる。」
- 「自分が相談員として担当した方が、就職支援を受けた結果どうなったかということまで教えてくれるので、非常に学びがあり、ありがたく感じている。」
- 「患者のニーズにあわせて、求人の紹介や履歴書指導など幅広く支援してくれる。」

## Q 個人情報はどうのように管理されていますか？

ハローワークは、職業安定法に基づき、就職支援をおこなう際に得た個人情報を適切に管理することが義務付けられています。また、業務上知り得た個人情報等に対する守秘義務もあります。ハローワークに所属する就職支援ナビゲーターも同様に、法のもとで個人情報を適切に扱いながら支援を行っています。

また、よりスムーズな支援を実施するため、個人情報の取扱いについて、長期療養者から「同意書」をいただく方法もあります。同意書については、厚生労働省でもひな形を用意しておりますので、ハローワークにご相談ください。地域や病院の実情等に応じて修正して使うことも可能です。

### ■参考：職業安定法について

職業安定法には、「求職者の個人情報の取扱い」について、必要な範囲内で個人情報を収集、保管、使用しなければならないと規定されている他、守秘義務についても規定されています。

#### 職業安定法 第5条の4(抜粋)

公共職業安定所(略)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

#### 職業安定法 第51条の2(抜粋)

(略)公共職業安定所の業務に従事する者(略)は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。(略)公共職業安定所の業務に従事する者(略)でなくなつた後においても、同様とする。

## (2) 準備編

### Q 出張相談を受け入れるに当たって決めておくことはありますか？

医療機関が出張相談を受け入れるに当たり、どのような形で出張相談を実施するのかについて、ハローワークとの間で事前に確認しておく心安心です。確認すべきポイントとしては、以下の①～⑦を参照してください。

また、ハローワークとの協定締結後、実際に出張相談を実施する中で不都合が生じた場合には、状況に応じて柔軟に対応ができるようにしておくといよいでしょう。

#### ① 出張相談の頻度・時間帯

- どのくらいの頻度で、どのような時間帯に出張相談を行うのかを決めておきましょう。例えば、「週に1回・10時から15時」、「月に2回・13時から16時」などがあります。また、出張相談の曜日を固定する場合もあれば、曜日を固定せずその月の状況に応じて実施日を都度設定する場合があります。社会保険労務士や産業保健総合支援センターの担当者が定期的に来ている医療機関の中には、それらのタイミングと合わせて出張相談の日を決めている医療機関もあります。

#### ② 出張相談の実施場所

- 病院内のどのような場所で出張相談を実施するかを決めておきましょう。例えば、「がん相談支援センターの相談室」、「患者サロンの部屋」、「院内のオープンスペース」などがあります。個室の方が安心して相談できるというメリットがある一方、オープンスペースの方は気軽に立ち寄りやすいというメリットがあります。オープンスペースで実施する際は、希望に応じて個室を利用できる環境を整えておくといよいでしょう。

#### ③ 支援の流れ

- 出張相談を実施するに当たって、相談の受付から就職に至り支援が終了するまで、どのような流れでやりとりを行うかを確認しておきましょう。以下に一例を示します。医療機関やハローワークの状況に応じて、これ以外にも柔軟に流れを組み立てていくといよいでしょう。

## 【支援の流れ(例)】

### 1) 受付

医療機関(がん相談支援センター等)において、出張相談の予約を受け付けます。その際、簡単に、就職に関する希望等を伺っておくのもよいでしょう(予約不要にし、飛び込みでの相談を受け入れる場合もあります。)



### 2) 事前打合せ

出張相談の予約状況を就職支援ナビゲーターと共有します。その際、予約が入っている患者の情報(治療の状況や就職にかかる希望など)を簡単にでも共有しておく、就職支援ナビゲーターが患者に合った求人を持参するなど準備して相談を受けることができます。



### 3) 出張相談

出張相談には、ソーシャルワーカーや看護師などの医療機関の相談員が同席する場合もあれば、同席しない場合もあります。患者と就職支援ナビゲーターとの間で信頼関係ができ、必要な情報が共有されるまでは同席し、それ以降は就職支援ナビゲーターに任せる場合もあります。



### 4) 事後打合せ

出張相談を実施した後で、今後の就職支援の方向性(計画)などを話し合っておくともよいでしょう。その都度話し合うことが時間的に難しい場合は、例えば、月一回定期的に支援状況を共有する方法もあります。



### 5) ハローワークにおける就職支援

ハローワークに場所を移し、職業相談・職業紹介等を行います。状況に応じて、引き続き出張相談の形で相談に応じることも可能です。



### 6) ハローワークにおける就職支援の結果報告

ハローワークで行った就職支援の結果を医療機関に報告します。報告書を提出する方法もあれば、定期的に会議を持ち報告する方法もあります。症例検討会のような形で、支援の内容について深く考察する機会を持つのもよいかもしれません。

#### ④ 共有する情報の範囲と共有方法

- 就職支援を行うに当たり情報をどこまで共有するか、どのような方法で共有するかということを事前に決めておきましょう。同意書を頂いた上で、患者の治療内容や病状等を詳細に共有する場合もあれば、医療機関からは必要最低限の情報のみ共有し、基本的にはご自身で話す情報をもとに就職支援を行う場合もあります。患者の治療内容等は詳細に共有するが、ステージ(病期)についてはあえて共有しないというところもあります。

#### ⑤ 各種様式

- 出張相談で使用する書類を準備しておきましょう。例えば、「予約受付票」、「就職相談に係るアセスメントシート」、「同意書」、「相談記録」などがあります。相談記録をデータベース化したり、ファイリングして相談員が参照できるようにしたりしているところもあります。各種様式については既存のものを活用することもできますので、ハローワークにお問い合わせください。

#### ⑥ 周知方法

- 出張相談を始めるに当たって、どのように周知するかを検討しましょう。周知には大きく分けて、院内の「医療従事者向けの周知」と「長期療養者向けの周知」があります。詳しい周知方法の例は、18ページを参照してください。

#### ⑦ 準備期間

- ハローワークと協定を締結して出張相談を本格的に開始する前に、数カ月間の準備期間を設けることも可能です。準備期間において、出張相談の実施場所や実施日を変えて試行しながら、よりよい形を検討していくのもよいでしょう。

### (3) よりよい連携のための工夫編

#### Q 長期療養者就職支援事業(出張相談等)の周知はどうすればよいですか？

「周知」の方法については、大きく「医療従事者向けの周知」と「長期療養者向けの周知」の2つの方向を意識して考えるとよいでしょう。

両者に共通する方法としては、次のような例があります——

- 「病室」や「薬局」、「食堂」等において、「ポスター」、「パンフレット」、「名刺サイズのカード」、「デジタルサイネージ(電子掲示板)」を用いて、就労支援相談についての情報を発信する(なかには、相談風景の分かる動画や写真と併せて掲載することもある。)
- 診療現場の医師の机上や相談支援センターの窓口、病院の入口に就職支援に関するPOP(のぼり)を置き、情報を発信する。
- 出張相談を実施する日に、院内放送で呼びかける。
- 地元の各種メディアに対してプレスリリースを行うなど、新聞やテレビ等の媒体で紹介されるような取組をする。



「医療従事者向けの周知方法」として、以下のような例もあります——

- 医療機関の会議(運営会議、経営会議、医局会議、看護師長会議 等)や研修会の場で都道府県労働局やハローワークの職員が就職支援について紹介する。
- 部署単位で就職支援に関する勉強会を開催する(ハローワークの職員が講師として参加することもある。)
- 働き盛りの世代の患者が比較的多いと思われる診療科で治療を行う医師や看護師に積極的に声がけをする。
- 院内の医療従事者向けの冊子等において就職支援について紹介する。
- 電子カルテを使用する際など、院内で医療従事者がパソコンを開いたときに就職支援に関する情報が流れるようにする。

「長期療養者向けの周知方法」としては、以下のような例もあります――

- ホームページ、がんに関する冊子、お薬手帳のカバー等に就職支援に関する情報を掲載する。
- 院内の目立つスペースで出張相談を行う。
- 患者サロン、入院患者向けの談話室、イベント会場等にパンフレットや掲示物を置いたり、模擬出張相談や寸劇を行ったりして情報を発信する。
- 入院時の手続きをする際に、院内に就職支援をしてくれる場所があることを必ず情報提供する。

## コラム

### 出張相談を始める前の不安 ―患者は本当にくるの?―

出張相談を始める前に医療機関が不安に思うことの一つに、「患者は本当に出張相談にくるのか?」ということがあります。実際に、ハローワークと連携して支援を行う医療機関を対象としたヒアリング調査においても、次のような声が聞かれました――

- 「患者を集められるのか不安があった。」
- 「本当に相談に来るのかなと不安に思った。」
- 「病院の中で患者に対して就職相談をするというイメージがわかなかった。」

先行研究等（p2参照）においても示されているように、診断後、治療を開始する前の早い段階から相談支援を必要としている潜在的な患者は確実にいます。このため、既に支援を行っている医療機関の中には、支援対象となる患者をいかにして早い段階で就職相談につなげていくかという点に工夫しているところもあります。

ここでは、スクリーニングによる就労ニーズの把握、告知のタイミングでの案内カードの手交により、がん相談支援センターへの積極的な誘導を行っている例を紹介します。

- 初診及び入院前の患者に配付する苦痛のスクリーニングシートに「がん治療と仕事の両立に関する相談」という項目を設け、その項目にチェックがあった患者をがん相談支援センターに誘導。MSWがアセスメントを行い、患者の就労に関するニーズや状況を確認。その後、本人の希望を踏まえてハローワークの出張相談等につなげている。

- がんを告知するタイミングで、診療科の医師から「治療をしながら仕事を続けたい・探したい方」という案内カード(名刺大サイズ)を患者に手交して、仕事の相談ができる窓口(出張相談)があることを周知している。

案内カードには「がんと診断されたけど仕事を続けたい」「自分の症状、体力にあった仕事を見つけたい」等、患者のニーズを記載して、診断後で混乱している中だからこそ、必要な社会資源につながるができるようにしている。

## ■カード例

<おもて面>

**治療をしながら  
仕事を続けたい・探したい方**



**受付時間** 平日9:00~17:00

**相談方法** 面談・電話

**窓 口** 患者支援センター2F 相談窓口  
(がん相談支援センター)

**電 話** [REDACTED]

<うら面>

- がんと診断されたけど仕事を続けたい
- 病気のことを会社にうまく伝えられない
- 治療と仕事を両立できるか不安
- 治療に合わせた短時間勤務や休暇の取得が難しい
- 自分の症状、体力にあった仕事を見つけたい
- 応募書類の作成や面接の受け方を知りたい
- 職業訓練や就職セミナーを受けたい

## Q すぐに働くことが難しい長期療養者も出張相談を紹介してよいですか？

すぐに働くことが難しいと思われる方であっても、相談することによって、あとで気持ちや病状の変化が起きた時に就職へとつながったりすることもあります。

また、仮に、結果として就職につながらなかったとしても、就職について考えたり、相談したりすること自体が、その方の「生きがい」につながることもありますし、相談したことで前向きになれるようになったという方もいます。

連携して支援を行う医療機関の相談員へのヒアリングでは、支援して良かったと感じた例として、次のようなことが聞かれました――

- 医師からは働いてはいけないと言われていたが、働きたいという意思を持っている方がいた。就職支援ナビゲーターから「何かあったらいつでも相談してください」、「こういう求人がありますよ」と定期的に連絡をしているうちに、医師から就労許可が出たと電話があった。履歴書指導や面接指導も行い、その方の強みを発見するなどの支援も行った結果、就職が決まった。

- 最終的には就労には至らなかったが、「限りある時間の中で自分が何をしたいかと考えた時、仕事であるということが分かってよかった」、「久しぶりに笑って楽しかった。こんな話をしてよいのだと早く知っていればよかった」と言われたことがある。
- 結果として就労できる状況にない方であったが、相談終了後の帰り際に「今までモヤモヤしていたことがずっと晴れました。今日相談に来て本当によかったです」と言っていた。
- 「仕事の話をする、前向きな姿勢になれる」と聞いた。今までは治療のことしか考えていなかったが、仕事のことまで相談に乗ってもらえると、とても前向き気持ちになるとのことだった。

## Q 別の病院に通う長期療養者を出張相談に受け入れてもよいですか？

---

就職支援ナビゲーターの出張相談は、どなたでも受け入れ可能です。病院の実状に合わせた、柔軟な支援が望めます。

## 4.おわりに

「療養をする中で仕事に関する相談が気軽にできる」、「仕事について一緒になって真剣に向き合ってくれる人がいる」—療養中であっても当たり前、自然に、仕事について相談できる環境を整え、就職を実現することが長期療養者就職支援事業の目指しているところです。本書を通じて全国各地にこうした支援が広がることで、長期療養者にも、医療機関の皆様にも、そう感じていただけるようになれば幸いです。

最後に、ハローワークと連携して行う支援の方法について、不安に思うことや分からないことなどがありましたら、お気軽に都道府県労働局にご相談ください。事業の内容、各種書式、他機関の事例、研修への参加など、さまざまな情報を提供させていただき、より充実した就職支援の実現に向けてサポートさせていただきます。

### 【都道府県労働局一覧】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



長期療養者就職支援事業について、インターネットで調べたいときは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 長期療養者就職支援事業

検索

## 問い合わせ先

問い合わせは最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へ。

## 【免責事項】

本冊子に掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。)について何ら責任を負うものではありません。

発行：2019年3月